

令和7年 第10回浅口市農業委員会議事録

令和7年10月15日浅口市役所3階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員12名			農地利用最適化推進委員13名		
議席番号	氏 名	出欠	担当区域	氏 名	出欠
1	大 橋 繁 雄	出	金光1	瀬 良 哲 哉	出
2	渡 邊 清 志	出	金光2	藤 丘 廣 志	出
3	友 田 陽 勝	出	金光2	安 田 文 彦	出
5	古 城 富士夫	出	金光3	荒 木 秀 樹	出
6	川 崎 英 俊	出	金光3	菰 口 清 司	欠
7	柚 木 栄 蔵	出	鴨方1	吉 川 孝 之	出
8	吉 田 潤 市	出	鴨方1	杉 本 正 彦	出
9	虫 明 伸 吾	出	鴨方2	瀬 嶋 富士夫	出
10	平 田 信 二	出	鴨方2	虫 上 行 治	出
11	渡 邊 豊	欠	鴨方3	山 下 善 弘	出
12	齋 藤 孝 実	出	鴨方3	山 下 眞 治	出
13	岡 田 直 樹	出	寄島1	中 濱 稔 文	出
			寄島2	大 島 明 敏	出

事務局

事務局長 山本 省吾

書記 谷口 輝昭

書記 古城 章弘

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議 事

議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第36号 農用地利用集積等促進計画について

日程第4 報告事項

報告第13号 農地法第18条の規定等による合意解約通知について

日程第5 その他

- ・ 次回の委員会（令和7年11月14日（金））

議 長	開会（午後１時３０分） 皆さん、今日のご苦労さまです。これから会議を始めたいと思います。 ちょうど今稲刈りシーズンで大変お忙しいと思いますが、お疲れのところですが、ひとつよろしくをお願いします。 新農業委員の紹介をさせていただきます。 １０月１日より新しい農業委員として、平田信二さんが任命されました。六条院中にお住まいで、地域農業の発展に熱意を持っていらっしゃいます。六条院西、鳩ヶ丘、六条院中の西部地区を担当していただきます。これからの活躍に期待し、皆様もぜひ平田さんを応援していただければと思います。 平田さんからご挨拶を一言お願いします。
委 員	今、説明をしていただきました平田信二といます。分からないことが多いですけど、よろしく願いいたします。
議 長	ありがとうございます。 それでは早速ですが、本日も慎重審議にご協力のほうよろしくお願いします。 これより令和７年第１０回浅口市農業委員会を開会します。 ただいまの出席委員は１１名で定足数に達しております。また、推進委員は１２名の参加であります。 会議時間短縮のため、質疑応答は着席のままで行いたいと思いますので、ご協力をお願いします。 日程第１、議事録署名委員の指名を行います。 本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第１２条第２項の規定により、議長において６番川崎委員、７番柚木委員を指名します。 日程第２、会期の決定についてを議題とします。 会期は本日１日としたいと思いますが、これにご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、会期を本日１日とします。 日程第３、議事に移ります。 議案第３５号農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。 なお、１１番渡邊豊委員から欠席の連絡を受けています。担当地区の６３９番は該当地区の推進委員から補足説明をしていただきたいと思います。 それでは、６２６番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	議案書は２ページになります。 議案第３５号農地法第３条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和７年１０月１５日提出。 番号６２６、土地の所在地は、金光町占見です。田、８３５平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は贈与、譲渡しの理由も贈与です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議 長	次に、該当地区の担当委員であります私のほうで補足説明を行います。 位置図は1から2ページになります。 場所は〇〇〇〇から北へ300メートルぐらい入ったところに位置しています。今まで、休耕地として草刈り等はしていましたが、昨年譲受人の娘さんがこちらへ帰郷して近所に自宅を新築しております。今後、畑として利用するということなんで、贈与ということになります。既に野菜等も植えたりしております。特に問題はないので、審議のほどよろしくをお願いします。 ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。 それでは、626番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。 続きまして、627番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	番号627、土地の所在地は全て鴨方町地頭上です。番号627-1、田、961平米、番号627-2、田、897平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。
議 長	次に、7番柚木委員、補足説明をお願いします。
委 員	7番柚木。この土地は、地図は3と4ページ、〇〇〇〇さんから東南へ大体200メートルのところですよ。この持ち主がもう施設へ入って、娘さんと連絡を取りましたけど、全部田んぼや畑はもう全部処分したいと、そういう格好で言われて話をされています。ここはレモンを植える予定で購入をするという格好です。何も問題ないと思いますけど、審議のほうをよろしくをお願いします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。 それでは、627番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。 続きまして、638番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	番号638、土地の所在地は金光町須恵です。畑、359平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。
議 長	次に、3番友田委員、補足説明をお願いします。
委 員	3番友田です。地図のほうは5ページ、6ページになります。場所は〇〇〇〇から1キロは離れてないと思うんですけど、七、八百メートルぐらい南南西のほうに行っ

た、〇〇〇〇の手前のところの東向きの山の斜面になります。譲受人のほうは、ちょうどその隣に居宅がありまして、去年までたしか譲受人の隣になるんで、そちらのほうを作りたいということで、譲渡し人のほうが一応竹とかその辺を切った。それから、去年から今度は逆にそれを片づけたりしながら、今では全部植えとるわけじゃないんですけど、ずっと片づけて野菜とかその辺を植えてるような状態になっております。譲渡し人の方も、自宅よりはちょっと遠いんで、もうこらちのほうに譲り渡すことにしたということで、今回のお話が決まったというふうに聞いております。特に問題はないと思いますんで、よろしくお願いします。

議 長 ただいまの説明で質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

 それでは、６３８番の件についてご異議はありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定します。

 続きまして、６３９番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 番号６３９、土地の所在地は鴨方町六条院中です。田、１，４７３平米。譲受人は〇〇〇〇。譲渡し人は、鴨方町六条院中、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。

議 長 次に、山下眞治推進委員、補足説明をお願いします。

委 員 推進委員の山下です。この件は、位置図は７ページ、８ページになります。〇〇〇〇の東約１００メートルのところになります。譲受人さんの自宅の前に譲渡し人の田んぼがあり、現在荒廃してて、そちらで耕作をされるということでお聞きしてます。何の問題もないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 ただいまの説明で質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

 それでは、６３９番の件についてご異議はありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定します。

 続きまして、議案第３６号農用地利用集積等促進計画についてを議題とします。

 議案に関する〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員は、ここでちょっと退席のほう、ひとつよろしくお願いします。

 (〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員 退場)

議 長 それでは、事務局の説明を求めます。

 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書３ページ、４ページになります。

 議案第３６号農用地利用集積等促進計画について。令和７年１０月１５日提出。

	それでは、説明いたします。 番号１３から２０番、この８件について、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。権利の設定を受ける者は５名、農地は１２筆、更新が１２筆で、いずれも旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしております。契約期間は５年以内が３件、１０年以内が９件になります。 次に、５ページになりますが、（１）地目別設定面積については、田が１万２２４平米です。 以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	ただいま説明がありました。 質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。 それでは、この件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、承認することに決定します。 両委員に入室をしてもらってください。 （○○○○委員、○○○○委員 入場）
議 長	事務局より審議の結果を退出者にご報告願います。
事務局	失礼します。退席されました方へお知らせいたします。先ほどの件は承認を受けておりますので、お知らせいたします。
議 長	日程第４、報告事項に移ります。 報告第１３号農地法第１８条の規定等による合意解約通知についてを議題とします。
事務局	事務局の説明を求めます。 議案書は６ページになります。 報告第１３号農地法第１８条の規定等による合意解約通知について。令和７年１０月１５日提出。 番号６３５－１、鴨方町地頭上、畑、２２２平米、番号６３５－２、鴨方町本庄、畑、３２７平米、借受人は○○○○。貸出人は○○○○。合意年月日は令和７年９月７日、引渡し年月日は令和７年９月１５日です。 以上です。
議 長	ただいま説明がありました。 質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑はないようですので、報告を受けたことにいたします。 日程第５、その他に移ります。

事務局

事務局から報告等がありましたらお願いします。

①非農地判断した農地に係るお知らせについて

②視察研修について

③令和7年度市町村農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について

④委員名簿について

⑤次回の農業委員会について

議長

ほかにはないので、本日の委員会は以上で閉会とします。

ご苦労さまでした。

閉会（午後2時05分）

上記顛末を記載した者は書記古城章弘であるが、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年10月15日

浅口市農業委員会長

⑨

同 委 員

⑨

同 委 員

⑨